



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和3年3月26日(金) 号外(第8号)

目次

ページ

- 訓令
○群馬県処務規程の一部を改正する訓令(人事課)

2

訓令

群馬県訓令甲第二号

群馬県処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

県庁
地域機関
専門機関

令和三年三月二十六日

群馬県知事 山本 一太

群馬県処務規程の一部を改正する訓令

群馬県処務規程(昭和三十九年群馬県訓令甲第八号)の一部を次のように改正する。
第三十三条第二項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、通勤のため交通機関又は交通用具を利用することを常例とする職員(勤務時間条例第三条第三項若しくは第四項又は第四条第三項若しくは第四項の規定により勤務時間の割振りを受けている職員を除く。)のうち所属長が認めたものの勤務時間は、午前八時四十五分から午後零時まで及び午後一時から午後五時三十分までとすることができる。

第三十三条第三項中「所属長が当該職員ごとに指定する次に掲げる時間」を「午前八時四十五分から午後零時まで及び午後一時から午後五時三十分まで」に改め、同項各号を削り、同条に次の二項を加える。

4 前三項の規定にかかわらず、職員(勤務時間条例第三条第三項若しくは第四項又は第四条第三項若しくは第四項の規定により勤務時間の割振りを受けている職員を除く。)の勤務時間は、所属長が当該職員ごとに指定する次に掲げる時間とすることができる。

- 一 午前七時から午後零時まで及び午後一時から午後三時四十五分まで
 - 二 午前七時三十分から午後零時まで及び午後一時から午後四時十五分まで
 - 三 午前八時から午後零時まで及び午後一時から午後四時四十五分まで
 - 四 午前九時から午後零時まで及び午後一時から午後五時四十五分まで
 - 五 午前九時三十分から午後零時まで及び午後一時から午後六時十五分まで
 - 六 午前十時から午後零時まで及び午後一時から午後六時四十五分まで
 - 七 午前十時三十分から午後零時まで及び午後一時から午後七時十五分まで
- 5 第一項の規定にかかわらず、職員の休憩時間は、所属長が当該職員ごとに指定する次に掲げる時間とすることができる。
- 一 午前十一時から午後零時まで
 - 二 午前十一時三十分から午後零時三十分まで
 - 三 午前十一時四十五分から午後零時四十五分まで
 - 四 午後零時十五分から午後一時十五分まで
 - 五 午後零時三十分から午後一時三十分まで
 - 六 午後一時から午後二時まで

第三十五条第一項の表特別休暇の項第四号中「場合」の下に「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情になる場合を含む。)」を加え、同号の次に次のように加える。

四の二 職員が不妊治療を受ける場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき

附則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

毎週火、金曜日発行

発行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
